

建設業許可 チェックシート

お申し込み日 平成 年 月 日

フリガナ				所属・ 営業所 等	
会社名					
ご担当者様					
住所(会社)	〒				
書類送付先	〒				
連絡先	会 社		FAX番 号		
	携 帯		e-Mail	@	

許可申請希望日：平成 年 月 日	
備考	

1. 許可を受ける建設許可の区分

- 知事許可
- 大臣許可
- 特定建設業許可
- 一般建設業許可

2. 許可を受ける建設許可の種類（28業種）

<input type="checkbox"/> 土木一式工事	<input type="checkbox"/> 鉄筋工事	<input type="checkbox"/> 造園工事
<input type="checkbox"/> 建築一式工事	<input type="checkbox"/> 舗装工事	<input type="checkbox"/> さく井工事
<input type="checkbox"/> 大工工事	<input type="checkbox"/> しゅんせつ工事	<input type="checkbox"/> 建具工事
<input type="checkbox"/> 左官工事	<input type="checkbox"/> 板金工事	<input type="checkbox"/> 水道施設工事
<input type="checkbox"/> とび・土工・コンクリート工事	<input type="checkbox"/> ガラス工事	<input type="checkbox"/> 消防施設工事
<input type="checkbox"/> 石工事	<input type="checkbox"/> 塗装工事	<input type="checkbox"/> 清掃施設工事
<input type="checkbox"/> 屋根工事	<input type="checkbox"/> 防水工事	
<input type="checkbox"/> 電気工事	<input type="checkbox"/> 内装仕上工事	
<input type="checkbox"/> 管工事	<input type="checkbox"/> 機関器具設置工事	
<input type="checkbox"/> タイル・れんが・ブロック工事	<input type="checkbox"/> 熱絶縁工事	
<input type="checkbox"/> 鋼構造物工事	<input type="checkbox"/> 電気通信工事	

3. 建設業許可要件の確認

(1) 経營業務の管理責任者（常勤）

①法人の常勤の役員（取締役）、又は個人事業主として事業者本人または支配人（支配人として登記要）としての経験があり以下のいずれかに該当することが必要です。

- (a) 許可を受けようとする建設業の業種に5年以上経營業務の管理責任者としての経験がある。
- (b) 許可を受けようとする建設業の業種以外で7年以上経營業務の管理責任者としての経験がある。
- (c) 許可を受けようとする建設業の業種で経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、5年以上執行役員として当該業種の経營業務を総合的に管理した経験又は7年以上経營業務を補佐していた経験を有している。

(2) 専任技術者の配置

- ①一般建設業の許可を受けようとする場合、営業所ごとに下記のいずれかに該当する人が必要です。
 - (a) 指定学科修了者で高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務の経験を有する者
 - * 「指定学科」別紙参照
 - (b) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上の実務の経験を有している者
 - (c) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに定められた技術検定技能検定等に合格した者

- ②特定建設業の許可を受けようとする場合、営業所ごとに下記のいずれかに該当する人が必要です。
 - (a) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに定められた技術検定技能検定等に合格した者
 - (b) 一般建設業の許可を受けようとする場合の専任技術者要件を満たしている者で、かつ、許可を受けようとする建設業に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものについて2年以上指導監督的な実務経験を有する者
 - * 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
 - (c) 指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者
 - * 「指定建設業」とは、施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情等を勘案して定められた業種で、現在、次の7業種が「指定建設業」として定められています。（建設業法施令第5条の2）
 - * 指定建設業→土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業
 - * 上記の「指定建設業」を受けようとする場合に設置しなければならない専任技術者は（a）または（c）の要件を満たすことが必要です。
 - * 上記（c）の特別認定講習及び考査については、指定建設業制度が導入された際に行われたものであり、現在は実施していません。

(3) 財産的基礎要件

- ①一般建設業の許可を受けようとする場合、申請時点において下記のいずれかの要件に該当する必要があります。
 - (a) 直前の決算において、自己資本が500万円以上であること
 - (b) 預金残高証明書（申請直前2週間以内のもの）等で500万円以上の資金調達能力を有すること
 - (c) 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること

- ②特定建設業の許可を受けようとする場合、申請時点において下記のすべての要件に該当する必要があります。
 - (a) 欠損の額が資本金の20%を超えていないこと
 - (b) 流動比率が75%以上であること
 - (c) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

(4) 欠格事由

許可申請書またはその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請者やその役員若しくは令第3条に規定する使用人が次に掲げるものに1つで該当する場合、許可は行われません。

- (a) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (b) 不正な手段により一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- (c) 許可を取り消されるのを避けるため廃業の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (d) 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (e) 許可を受けようとする建設業について第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- (f) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- (g) その他建設業法第8条、同法第17条の欠格要件に該当しないこと